

議案第 5 0 号

亀山市職員給与条例の一部改正について

亀山市職員給与条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 8 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症にり患している者等に対して行う業務等に従事した職員に支給する防疫手当の特例）

- 1 1 職員が、市長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する防疫手当の額は、第50条第1項の規定にかかわらず、4,000円の範囲内において市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11項の規定は、令和2年2月1日から適用する。